

合法性・持続可能性のサプライチェーンの証明システム承認

実施要領

一般社団法人ウッドマイルズフォーラム

平成26年7月29日作成

第一 目的

本実施要領は、一般社団法人ウッドマイルズフォーラム（以下「当フォーラム」という）が平成26年7月29日に作成し、公表した「違法伐採対策に係るウッドマイルズフォーラム行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性のサプライチェーンの証明システム承認実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく承認の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下ガイドラインという）に示された「個別企業等の独自の取組による証明方法」によりに木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする会員は、本実施要領に基づいて、承認審査を受けることができる。

第三 合法木材サプライチェーン承認審査申請

- 1 本実施要領第二に基づく承認審査を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材サプライチェーン承認審査申請書」を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに、当フォーラムに提出しなければならない
- 3 1、2項の初年度維持費は承認されなかった場合返納される。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当フォーラムは、本実施要領に基づく事業者の認定及び承認審査のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材サプライチェーン承認審査申請書」の内容について、本実施要領「第五 承認要件」及びガイドラインの趣旨の基づき厳正に書類審査を実施し、承認の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する
- 3 当フォーラムは審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者承認要件

承認申請のあった事案については、承認をうけようとするすべてのサプライチェーンにおいて、次に掲げる要件をすべて満たす場合、承認することができる（分別管理）

①「合法木材」と「非合法木材」を分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者承認書の交付及び公表

1 当フォーラムは承認された事業者について別記2で定める「合法木材供給事業者承認書」を交付するとともに、承認事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体承認番号、承認年月日を当フォーラムのホームページ等に公表するものとする。

2 事業者承認の有効期間は承認の日から2年とする。

第七 証明事項の記載

1 承認事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体承認番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 なお、[別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3](#)とする。

第八 取扱実績報告及び公表

1 承認事業者は、[別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」](#)により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当フォーラムへ報告する。

2 当フォーラムは、承認事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当フォーラムは、必要に応じて、承認事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、承認事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

第十 承認事象者の取り消し

- 1 当フォーラムは、承認事業者が次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、承認を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ② 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 承認事業者から承認の取消申請があったとき。
 - ③ 承認事業者が要件に適合しなくなったとき。
- 2 当団体は、承認等を取り消したときは、[別記5で定める「合法木材供給承認等事業者の取消通知書」](#)を承認事業者に送付するものとする。

第十一 承認事業者の継続

合法木材供給事業者承認の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、[別記1アで定める「合法木材サプライチェーン承認審査申請書（継続）」](#)を[別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費](#)とともに当団体へ提出しなければならない。